

## おやまブランドセレクション認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市の魅力を市内外に発信し、本市の知名度向上と地域経済の活性化及び誘客の促進を図るため、本市で生産された優れた産品等を「おやまブランドセレクション」として認定するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「認定品」とは、小山市で生産された産品等を、事業者等の申請に基づき、市民等による投票及び小山ブランド創生協議会（以下「協議会」という。）の審査を経て、市長が「おやまブランドセレクション」として認めた産品等のことをいう。

### (認定部門)

第3条 おやまブランドセレクションに次に掲げる部門を設置する。

#### 1 食品部門

本市を代表する自慢できる食品として、お土産や贈り物として本市の魅力を市内外へ発信できる食品であり、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本市内で生産・製造・加工のいずれかがされている安全な商品。
- (2) 本市内で販売されている商品。

以上、(1) (2) に該当するもの。

#### 2 ものづくり部門

本市を代表する自慢できる製品として、お土産や贈り物として本市の魅力を市内外へ発信できる製品であり、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本市内で生産・製造・加工のいずれかがされている安全な商品。
- (2) 本市内で販売されている商品。
- (3) 国や県・市の伝統工芸（有形・無形文化財）になっているもの。
- (4) 小山市内に工場・もしくは本社機能を有していること。
- (5) 優れた技術、先端技術の製品であること。

以上、(1)、(2)に加えて、(3)～(5)のいずれかに該当するもの。

#### 3 キャラクター部門

- (1) 小山市のアピール、応援活動を行うキャラクター（着ぐるみ）。
- (2) 市内に拠点をおき、活動実績があるもの。

以上、(1) (2) に該当するもの。

(認定数)

第4条 「おやまブランドセレクション」の認定数は、食品部門及びものづくり部門で10品程度、キャラクター部門は原則1体(1組)とする。

2 食品部門及びものづくり部門は、1事業所につき1商品のみ申請できるものとする。

3 キャラクター部門は、1事業所につき1体(1組)のみ申請できるものとする。

(申請資格)

第5条 「おやまブランドセレクション」の認定の申請を行うことができるものは、法人その他の団体及び個人であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 小山市内で直接消費者に販売実績を持つ事業所であり、各種法令に則り、商品の生産、製造、販売、営業等に関し、必要な許認可等を取得していること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。

(3) 小山市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しない者。

(4) 市税(小山市税条例(昭和29年条例第7号)第3条に掲げる税目をいう。)を滞納していないこと。(市内の個人・法人)

(5) 第7条の規定により申請した商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。

(認定審査基準)

第6条 「おやまブランドセレクション」として認定するための審査基準を次に定める。

2 食品部門・ものづくり部門について

(1) 地域性

- ① 市内で生産された農産物等が活用されている。
- ② 市民に親しまれている具体的な利用事例がある。
- ③ 市民の誇り、市のイメージや知名度の向上につながるものである。
- ④ 郷土に根ざしたもの、または小山市にしかないものである。

(2) 独自性・創造性

- ① 味、機能、生産、製造方法、形状等に特性があり、他の地域又は類似商品と差

別化されている。

② デザイン・ネーミング等において他の産品等と差別化する工夫がある。

(3) 信頼性・安全性・技術性

① 品質の維持・管理・向上のための 取組、技術、流通、検査等の体制や衛生管理等が整っている。

② 味、デザイン、機能性等に優れ、他に誇れる品質を持っている。

(4) 市場性・将来性

① 消費者が入手できる販売体制がある。

② 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産、販売、活動が見込まれ、その拡大が期待できる。

3 キャラクター部門について

(1) 地域性

① 市内で幅広く小山市の応援活動を行っており、市民に親しまれている具体的な活動実例がある。

② 市民の誇り、市のイメージや知名度向上につながるものである。

③ 郷土に根ざしたもの、小山市にしかないものである。

(2) 独自性・創造性

デザイン、ネーミング、機能、形状等に特性があり、他の地域のキャラクターと差別化されている。

(3) 信頼性・安全性・技術性

デザイン・機能性に優れている。

(4) 市場性・将来性

将来にわたり継続的かつ安定的な活動が見込まれ、その拡大が期待できる。

(認定品の申請)

第7条 「おやまブランドセレクション」の認定を受けようとする事業者等（以下

「申請者」という。）は、市長が別に定める期限までに、次に掲げる申請書等を市長に提出しなければならない。

(1) 食品部門及びものづくり部門の申請については、おやまブランドセレクション

認定申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて申請する。

(2) キャラクター部門の申請については、おやまブランドセレクション認定申請書

(様式第1号の2)に、市長が必要と認める書類を添えて申請する。

(認定の推薦等)

第8条 市内に居住し、若しくは在勤する者又は事業者は、第3条関係についておやまブランドセレクションに推薦することができる。

2 前項の規定により、推薦しようとするものは市長が別に定める期限までに、おやまブランドセレクション認定推薦書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する推薦書の提出があったときは、当該推薦に係る事業者等に推薦があった旨を報告するとともに、前条第1項の規定による申請を勧めるものとする。ただし、当該推薦されたものが明らかに認定の対象外である場合については、この限りでない。

(審査・認定)

第9条 市長は第7条の規定により申請されたものについて、事務局による書類審査、市民等による投票を実施し、一定数の投票・支持がなされたものを、認定基準に基づき「協議会」において総合的に審査する。

2 「協議会」の審査の結果に基づき、「おやまブランドセレクション」として市長が認定する。

3 市長は、前項の規定により「おやまブランドセレクション」としての認定を受けた事業者等(以下「認定者」という。)に「おやまブランドセレクション認定証」(様式第3号)、「おやまブランドセレクションシール」を交付するとともに、認定品及び認定者についての情報を公表、発信する。

(認定品の表示・販売)

第10条 認定品には包装等に「おやまブランドセレクションシール」を貼り、販売することができる。

2 国・県・市の事業又は市外の催事等において、優先的に出店販売、予算の範囲内においてPRをする。

(認定の有効期間)

第11条 認定の有効期間は、5年とする。

(認定の変更)

第12条 認定者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を直

ちに「おやまブランドセレクション認定事項変更等届出書」（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 認定品の名称を変更したとき
- (2) 認定者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき
- (3) 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき
- (4) 認定品の生産、製造、販売等を1年以上中止し、又は廃止し、再開の見込みがないとき
- (5) その他申請書の記載事業に変更が生じたとき（軽微は変更を除く）。

(再認定)

第13条 「認定品」の再認定を受けようとする場合は、第7条の規定に基づき申請しなければならない。

(認定の取消し)

第14条 市長は、認定品が次のいずれかに該当すると認めるときは認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定審査基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 申請内容等に虚偽の記載があったとき。
- (4) 認定者による取消しの申し出があったとき。
- (5) 認定品の生産・製造若しくは販売等を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (6) その他認定制度の運用に重大な支障を来す行為又は認定品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定品の認定を取り消したときは、「おやまブランドセレクション認定取消通知書」（様式第5号）によりその旨を認定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消されたものは、その取消の日から5年を経過しなければ新たな認定の申請をすることができない。ただし、認定者に帰責性がないと市長が認める場合は、この限りではない。

(調査及び確認)

第15条 市長は、必要があると認める時は、次に掲げる方法により、認定品の調査及び確認を行うことができる。

- (1) 認定事業者の事業所等への聞き取り調査
  - (2) 認定品の表示内容に係る品質確認
  - (3) 認定品の販売実績及び認定による波及効果に関する調査
- (認定者の責務)

第16条 認定者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に「おやまブランドセレクション」のイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに市長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、おやまブランドセレクションの認定その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月から施行する。